

# 令和6年度(2024年度) 豊中市売上アップ応援金募集要領

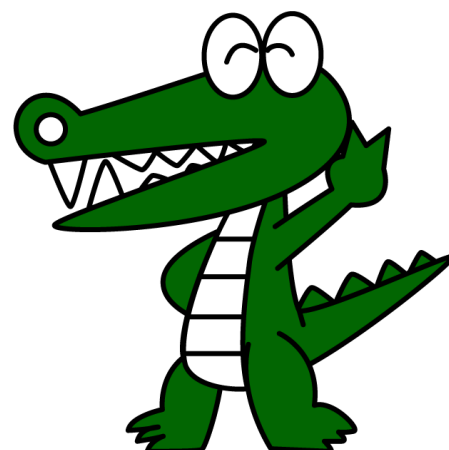
## 1. 豊中市売上アップ応援金の目的

豊中市売上アップ応援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により変化した、新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで販路開拓、売上アップに取り組む市内事業者等で構成されたグループが行う事業や、地域の賑わい創出や消費喚起に取り組む、市内事業者等で構成された団体又は実行委員会が行う事業に対して、市が応援金を交付することにより、地域経済の再生とさらなる産業の振興を図ることを目的としたものです。

## 2. 募集事業の内容（対象事業）

売上アップ応援コース	賑わい創出応援コース
<p>①申込みグループにとって、新しい生活様式に対応した商品・サービスなどによる販路開拓、売上アップに繋がる事業であること</p> <p>②申込みグループの構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されることを防止するため、<u>グループ内で受発注されるものでないこと</u></p>	<p>①申込み団体又は実行委員会にとって、新しい生活様式に対応した商品・サービスなどによる、地域の賑わいや消費喚起に繋がる事業であること</p> <p>②申込み団体又は実行委員会の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されることを防止するため、<u>団体又は実行委員会内で受発注されるものでないこと（※ただし、景品・記念品代については、この限りでない。）</u></p>

募集する事業は「売上アップ応援コース」、  
「賑わい創出応援コース」の2コース！  
市内事業者2社以上で構成されたグループや団体等を対象にお申込みを受付しています。  
自店の持つ事業ノウハウや長所を、グループや団体等の中で共有することにより、新たな事業展開や賑わいの創出などに繋がることを期待しています。



### 3. 制度概要

コ ー ス	売上アップ応援コース	賑わい創出応援コース
内 容	新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで販路開拓、売上アップに取り組む市内事業者等で構成されたグループが行う事業	新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで、地域の賑わい創出や消費喚起に取り組む、市内事業者等で構成された団体又は実行委員会が行う事業
対 象 者	市内の中小企業・個人事業主・その他の法人（NPO 法人等）等で構成されたグループ	市内の中小企業・個人事業主・その他の法人（NPO 法人等）等で構成された団体又は実行委員会
応 援 金 の 上 限	<b>20万円</b> （対象経費の3分の2）	<b>40万円</b> （対象経費の3分の2）
交 付 制 限	1 グループにつき、交付は1回のみとします。	1 団体又は実行委員会につき、交付は1回のみとします。
申 込 期 間	令和6年4月1日～先着順で40グループを目安として、予算の上限に達するまで受付します。  ただし、上限に達していない場合であっても、令和7年1月31日に申込期間を終了します。	令和6年4月1日～先着順で20団体又は実行委員会を目安として、予算の上限に達するまで受付します。  ただし、上限に達していない場合であっても、令和7年1月31日で申込期間を終了します。
<p>※事業の効果検証に一定の期間を要する計画(HP公開・チラシ配架等)の場合は、概ね30日以上は事業の効果検証期間として設定し、実施してください。</p>		
事業実施期間	<p><b>交付決定日</b>～<b>令和7年3月31日</b> ※事業の効果検証期間を含みます。 申込期間とは異なっていますので、ご注意ください。</p>	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上アップ応援コースにおいて、1事業者が複数のグループを兼任し申込むことはできません。また、賑わい創出応援コースの対象となる団体・実行委員会内、同一とみなされるエリアで実施される事業については売上アップ応援コースに申込むことはできません。</li> <li>・賑わい創出応援コースにおいては、1事業者が複数の団体・実行委員会を兼任し申込むことができますが、同一の団体・実行委員会内、構成事業者間若しくは同一とみなされるエリアで実施される事業については申込むことはできません。</li> </ul> <p>例 A 商店街の構成員がバル実行委員会にも参加している場合 ⇒A 商店街・バル実行委員会ともに申込み可能です。</p> <p>※ただし、バル実行委員会で実施する事業がA商店街内のみで実施される場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択状況は、申込期間中、随時市のHP等で公表します。</li> </ul>	

#### 4. 対象者

この応援金に申込みことができる者は、次のとおりです。

売上アップ応援コース	賑わい創出応援コース
<p><b>【グループ】</b> 市内の事業者が幹事であり、市内事業者で構成される2事業者以上のグループ</p>	<p><b>【団体】</b> 構成員の3分の2以上が市内の事業者で構成される、共通の利益を増進することを主たる目的とした市内の団体（例：市内の各種商業団体・商店街組織・連合会・工業会等）</p> <p><b>【実行委員会】</b> 構成員の3分の2以上が市内の事業者で構成される、特定のイベント等の開催や実行を主たる目的とした市内に本拠地を置いている実行委員会（例：駅前バル実行委員会・夏祭り実行委員会等）</p> <p>ただし、どちらの形態の場合においても、<u>応援金の交付申込時点で設立から1年以上が経過しており、活動実績がある場合に限り</u>ます。</p> <p>グループは対象者となりませんので、ご注意ください。</p>

※1 事業者とは、次のいずれかにあてはまる者とします。

- ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第五十四号）に定める中小企業者（ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。）
- ② ビジネス的事業運営に取り組むNPO法人等（※法人税法上の収益事業を営む者）
- ③ 前2号に掲げる者を構成員とし、経済活動を行う団体又は実行委員会
- ④ 賑わい創出応援コースに限り、中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業

本社等が他市町村にあり、豊中市内には支社・工場・店舗等があり、そこで当該事業を実施する場合は、当該施設、店舗等が豊中市内にあることがわかる書類をご提出いただきます。

- ※2 グループの場合は幹事が、団体又は実行委員会の場合は代表者が、それぞれ代表してお申込みください。幹事又は代表者は、本応援金において市に対する代表窓口、及び会計面での責任を負います。
- ※3 申込みグループ又は団体若しくは実行委員会は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。また、納税義務のない任意団体においては、その代表が豊中市税を完納していれば問題ありません。
- ※4 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む者及びその他社会通念上、公的応援金を受けることがふさわしくない者は除きます。

## 5. 応援金の額

売上アップ応援コース	販わい創出応援コース
次のうちいずれか少ない額を上限とします。 (1,000 円未満切り捨て) ① 対象経費の合計額の 3 分の 2 ② 20 万円	次のうちいずれか少ない額を上限とします。 (1,000 円未満切り捨て) ① 対象経費の合計額の 3 分の 2 ② 40 万円

※1 交付決定は、予算の範囲内で行います。

交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。

※2 実際に交付される応援金の額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します（精算払いとなります）。

## 6. 対象経費

### (1) 対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 使用目的が、対象事業に限定されることが明確であること
- ② 交付決定日以降に発生し、令和 7 年 3 月 31 日までに（事業実施期間中に）完了する対象事業に係る経費であること
- ③ 支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること
- ④ 申込グループ・団体・実行委員会の構成員内で受発注されるものではないこと。

※1 対象となる経費は、事業実施期間中に取り組んだものに限られます。

※2 経費の支出とは、「発注」「納品」「請求」「支払い」がすべて完了していることを指します。

※3 事業実施期間は、事業の効果検証期間を含みます。

※4 対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

## (2) 対象経費となる費目について

対象費目	内容
会場・機材等借上料	会議等のための会場費と展示会等出展費用、イベント会場借上料等です。会場設営費用等も含まれます。
外注費・委託費	申込者が、事業の一部を実施することが困難な場合の外注・外部委託や、そうすることでより効果的に事業を達することができる場合の委託費用等です。原稿料等も含まれます。
広告宣伝費	動画作成、ネット広告、印刷物・のぼり・看板等の作成、新聞折込等、対象事業の実施に必要な広告宣伝の経費等です。
保険料	イベント保険等の保険が対象となります。
景品・記念品代 <u>※賑わい創出応援コースのみ対象</u>	<p><u>イベント開催等での景品・記念品や団体等のみで利用できる金券等</u>（不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律（第百三十四号）に基づく景品規制の限度内のものに限る）が対象となります。ただし、<u>上限は10万円</u>とします。</p> <p>【対象経費の例】</p> <p>例) 景品としてマチカネポイントを付与する場合のポイント原資（マチカネポイントについては市HP参照）  <a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/machikane_point/huyozigyousya.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/machikane_point/huyozigyousya.html</a></p> <p>例) 抽選会の景品</p> <p>例) イベント期間中に商店街で利用できる商品券を発行する場合</p>
店舗改修費	<p>対象事業を行うための解体費、内装費、電気工事費、空調工事費、ガス工事費、給排水工事費、清掃費等です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できない備品（冷暖房機器、照明機器、音響設備等）の購入費は除きます（計画の内容によっては、対象にならない場合もあります）。</p> <p>例：テイクアウト販売を行うためのカウンターの設置工事費用</p>
車両改修費	テイクアウト販売等に利用する移動販売用車両（キッチンカー等）の改修外注費や、車両に設置する器具設備費等です。ただし、移動販売用車両の購入費や汎用性が高く使用目的が特定できない器具設備の購入費は除きます。
その他市長が必要と認めた経費	—

### <注意事項>

- ・対象経費に消費税及び地方消費税は含みませんのでご注意ください。
- ・申込みグループ及び団体の構成員や学生・地域住民等の人件費、謝礼金等については、対象にはなりません。
- ・現金や図書券・一般に流通する商品券等の換金性の高い商品類は、景品・記念品にはしないでください。
- ・備品等の購入や汎用性の高い商品の借上、製品等の量産に係る費用は対象にはなりません。

## 7. 申込方法

### (1) 提出書類

提出書類	提出区分 (グループ)	提出区分 (団体)	提出区分 (実行委員会)
① 【全対象者】豊中市売上アップ応援金交付申込書(様式第 1-1 号)	◎	◎	◎
② 【全対象者】豊中市売上アップ応援金実施計画書(様式第 1-2 号)	◎	◎	◎
③ 【全対象者】豊中市売上アップ応援金予算書(様式第 1-3 号)	◎	◎	◎
④ 【全対象者】豊中市売上アップ応援金に申込みすることができない者に該当しない旨の申立書(様式第 1-4 号)	◎	◎	◎
⑤ 【全対象者】(グループの場合:幹事のみ、団体の場合:代表者のみ、実行委員会の場合:代表者のみ) 豊中市税に未納のない証明書 <u>「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではございませんので、ご注意ください。</u>	◎ (幹事のみ)	◎ (代表者)	◎ (代表者)
⑥ 【グループ】グループ構成事業者について(様式第 1-5 号)	◎	—	—
⑦ 【グループ】豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類(写) 例:履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)、 直近の確定申告書や所得税青色申告決算書、開業届等	◎	—	—
⑧ 【団体と実行委員会】定款又は会則その他これらに類するもの (実行委員会は⑧が提出できない場合は⑩を提出)	—	◎	△
⑨ 【団体と実行委員会】役員・会員名簿 ※役員名簿については、役員の氏名(ふりがな)・事業所名・事業所住所が記載されているもの ※会員名簿については、会員の氏名、事業所名、事業所住所が記載されているもの	—	◎	◎
⑩ 【団体と実行委員会】事業の実施を承認した総会・理事会等の概要	—	◎	◎
⑪ 【実行委員会】昨年度以前の活動実績を表す書類 例:昨年度実施時のイベントのパンフレット等 (⑧が提出できない場合のみ⑪を提出)	—	—	◎
⑫ 事業の補足説明資料【任意】	△	△	△
⑬ 事業や法人を紹介するパンフレット等【任意】	△	△	△

(◎:必須書類 △:あればご提出ください —:提出する必要はありません)

※その他市長が必要と認める書類として、別途書類の提出をお願いする場合があります。

## (2) 申込期間

### 【売上アップ応援コース】

令和6年4月1日から、先着順で40グループを目安として、予算の上限に達するまで受付します。

ただし、上限に達していない場合であっても、令和7年1月31日に申込期間を終了します。

### 【賑わい創出応援コース】

令和6年4月1日から、先着順で20団体又は実行委員会を目安として、予算の上限に達するまで受付します。

ただし、上限に達していない場合であっても、令和7年1月31日に申込期間を終了します。

- ・申込期間中の土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除きます。また持参・郵送の場合は、午前9時から午後5時までとします。
- ・申込期間中は、随時、採択状況をHP等で公表します。

## (3) 申込方法

上記(1)の提出書類を、豊中市 産業振興課(10. 問合せ・郵送先を参照)まで、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

- ・提出された書類の返却には原則応じませんので、事前にコピー等ご対応ください。
- ・郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

## 8. スケジュール

### (1) 審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査を実施します。

書類審査には最長2週間程、時間を要する場合があります。

### (2) 交付決定

市で計画内容等を審査し、決定します。

### (3) 審査結果・公表

審査結果について、書面にて通知します。

- ・審査内容に関するお問合せについては応じられません。あらかじめご了承ください。
- ・対象事業の決定を受けた事業については、申込みグループ名又は団体名若しくは実行委員会名、構成事業者名、事業名、並びに事業概要等について、HP等で公表させていただきます。

### (4) 事業の実施・報告

対象事業の決定後、令和 7 年 3 月 31 日までに（事業実施期間中に）事業を完了させ、完了後は、速やかに市へ実績報告書等を提出してください。

#### （5）精算・支払い

応援金は精算払いとなります。対象事業の完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただきます。実績報告書等を確認させていただき、経費を精査した後、応援金を交付します。

### 9. 補助事業者の義務

- ①補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ②補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ③事業実施後の効果検証や今後の市施策展開における企画・立案の参考とするためのアンケートへの回答等にご協力をお願いします。

### 10. マチカネポイントアプリの活用について

豊中市ではデジタル地域ポイント「マチカネポイント」事業を実施しています。

マチカネポイントアプリは令和 6 年 4 月 1 日時点で約 11 万 5 千人のアカウント登録となっており、キャッシュレス決済としての加盟店登録（登録料・決済手数料負担なし）のほか、アプリ上でのデジタルクーポンの発行や、事業者によるポイント付与など、補助事業の実施に合わせ売上アップに是非ご活用ください。詳細は市 HP をご確認くださいか、下記問合せ先までお問合せください。

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/machikane\\_point/index.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/machikane_point/index.html)



### 11. 問合せ・郵送先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 産業振興課（第一庁舎 5 階）

TEL : 06-6858-2187

FAX : 06-4865-2058

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

開設時間：平日 9 時から 17 時まで（土日祝・年末年始を除く）